

株式会社シャノン

証券コード：3976

第22期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2023年1月27日（金曜日）

午前10時

※受付開始は、午前9時30分を予定しております。

開催
場所

東京都港区芝五丁目29番14号

田町日エビル

T K P 田町カンファレンスセンター

決議
事項

議案 定款一部変更の件

目次	定時株主総会招集ご通知……	1
	株主総会参考書類……	3
	事業報告……	5
	連結計算書類……	25
	計算書類……	27
	監査報告書……	29



証券コード 3976
2023年1月11日

株主各位

東京都港区三田三丁目13番16号
株式会社 シャノン
代表取締役社長 中村 健一郎

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主の皆さまにおかれましては、極力同封の議決権行使書用紙の郵送により事前に議決権を行使いただき、株主さまのご健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年1月26日（木曜日）午後7時までには到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年1月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝五丁目29番14号 田町日エビル
T K P 田町カンファレンスセンター
(末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第22期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
議案 定款一部変更の件

以 上

◎新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染予防に必要な措置を講じたうえで株主総会を開催いたしますが、株主の皆さまにおかれましては、極力同封の議決権行使書用紙の郵送により事前に議決権を行使いただき、株主さまのご健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

◎本株主総会においては、参加者全員のマスクの着用、会場受付にて検温・手指のアルコール消毒を実施させていただきます。発熱が認められた株主さまや体調不良と見受けられる株主さまには入場をお断りする場合がございます。また会場設営にあたっては、感染症の拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数には限りがあるため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。

◎本株主総会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむを得ず会場や開始時刻が変更となる場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shanon.co.jp/ir/>）に掲載いたします。

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shanon.co.jp/ir/>）に掲載しております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことにより、株主総会資料の電子提供制度が導入されることから、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループが属するクラウドサービス市場においては、クラウドサービスを利用して企業の割合は引き続き上昇傾向にあります。総務省の令和3年「通信利用動向調査」によると、2021年度末におけるクラウドサービス利用企業の割合は70.4%（前年68.7%）に拡大しています。また、同調査によると、資本金規模別のクラウドサービス利用状況においても、大企業を中心に引き続きその利用率は拡大傾向にあります。このように成長を続けるクラウドサービス市場の中で、当社が属するマーケティングオートメーション（SaaS）分野も例外ではなく、今後も10.1%（2021～2026年度の年平均成長率）の市場成長率が見込まれています（出展：株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場2022年版」）。

一方で、当社のマーケティング活動やイベントクラウド事業は、新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴うまん延防止等重点措置の実施による各種経済活動の自粛の影響を受けていますが、ウェビナーを活用した自社マーケティング活動の実施やイベントクラウド事業におけるオンラインカンファレンス、バーチャルイベントへの取り組みによりこの状況に対処しています。

このような状況の中、当連結会計年度における売上高については、最重点方針として取り組んでいるサブスクリプション事業におけるサブスクリプション売上は、当期から新たに取り組んでいるパブリックセクター向けの営業では苦戦しているもののその他は概ね順調に推移しました。

一方で、イベントクラウド事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける事業環境の中、リアルイベント案件だけでなく、オンラインカンファレンス、バーチャルイベント案件あるいは、両者を組み合わせたハイブリッド案件も提案することにより、柔軟に対応しているものの当初計画に対して苦戦を強いられました。また、メタバース事業については、営業の立ち上がりの遅れが響き、当初想定に対しては大幅にビハインドする結果となりました。

費用面については、中期的な成長を加速するために積極的に採用活動を推進していることに伴い人件費が大幅に増加しております。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は2,456,133千円（前期比11.8%増）、営業損失は327,871千円（前期は営業利益11,368千円）、経常損失は325,351千円（前期は経常利益52,258千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は365,864千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益107,885千円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計期間の期首から適用しております。この結果、当連結会計年度における売上高及び売上原価は167,332千円減少しております。収益認識会計基準等の適用の詳細については、「3. 連結財務諸表表に関する注記事項（会計方針の変更）」をご参照ください。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より業務管理区分の見直しに伴い、報告セグメントを従来の単一セグメントから「サブスクリプション事業」「イベントクラウド事業」「メタバース事業」「広告事業」の4区分に変更しております。前期比については、前期の数値を変更後の報告セグメントの区分に組み替えて算出しております。

事業セグメント	
サブスクリプション事業	■サブスクリプション（年間契約） MA、CMSのシステム利用料 MRR（月額契約金額、※）、従量課金、有償保守サービス、年間契約のBPOサービス
	■プロフェッショナル MA、CMSに関する初期導入サービス、BPOサービス、WEB制作、マーケティングコンサルティング等
イベントクラウド事業	SMPを用いたイベントのシステム支援（バーチャルイベントに関するシステム構築費を含む）、会期当日支援（機材レンタルを含む）
メタバース事業	株式会社ジクウが提供するメタバースイベントプラットフォームのシステム利用料、従量課金、初期導入サービス、BPOサービス等
広告事業	デジタル広告の運用、コンサルティング

※MRRとは、Monthly Recurring Revenueの略で、当社では、10月末時点の単月のサブスクリプション売上をMRRとしています

①サブスクリプション事業

当セグメントは、「SHANON MARKETING PLATFORM」と「CMS (vibit CMS

Neo) 」の年間利用契約に関する売上（サブスクリプション）およびそれに付随する初期導入やコンサルティングサービス等の売上（プロフェッショナル）から構成されています。

当連結会計年度における売上高については、最重点方針として取り組んでいるマーケティングオートメーション（MA）サービスにおけるサブスクリプション売上は、パブリックセクター向けの取り組みにおける苦戦や大型案件の解約が発生したものの、新規案件の獲得や既存案件の契約更新、アップグレード、従量課金売上は、順調に推移しました。

また、プロフェッショナル売上については、大型案件の獲得は順調に推移したものの、競争環境の中で中小型案件における単価下落の傾向が続いております。

この結果、当連結会計年度におけるサブスクリプション売上は1,277,233千円（前期比14.7%増）、プロフェッショナル売上は569,294千円（前年同期比15.6%増）、サブスクリプション事業全体の売上高は1,846,527千円（前期比15.0%増）、営業利益は44,448千円（前年同期比79.8%減）となりました。また、当連結会計年度末における契約アカウント数は、507アカウント（前期末比6.3%増）となりました。

②イベントクラウド事業

イベントクラウド事業売上は、一昨年から続いていた新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりオフラインイベントの開催の動きが鈍く、苦戦を強いられました。

この結果、当連結会計年度における売上高は433,951千円（前期比18.1%減）、営業利益は27,153千円（前期比85.8%減）となりました。

③メタバース事業

当連結会計年度においては、営業マーケティングの強化により商談数も増加しており、徐々に受注獲得のペースも上がってきております。積極的な事例公開や追加の機能開発、営業・マーケティング体制の強化をもって、今後の拡販を図ってまいります。

この結果、当連結会計年度における売上高は29,515千円、営業損失は72,376千円（前期は営業損失29,991千円）となりました。

④広告事業

当セグメントは、前連結会計年度に事業譲受を行った広告事業の売上及び当連結会計期間より新たに連結範囲に含まれることとなった後藤ブランド株式会社の売上を計上しております。当社グループは、当連結会計年度より収益認識会計基準等を適用しています。これにより広告事業関連の売上高の一部は「取扱高」となり、「取扱高」からSSP (Supply Side Platform) 企業の媒体費用を引いた額が、おおよそ、新基準における「売上高」となります。

広告事業は大型のキャンペーン案件の発生や後藤ブランド株式会社の取り込みもあり、順調に推移しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は146,139千円（前期比143.9%増）、営業利益は22,545千円（前期比509.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は392,349千円で、主なものは自社利用ソフトウェアの開発であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

期別 区分	第19期 (2019年10月期)	第20期 (2020年10月期)	第21期 (2021年10月期)	第22期 (2022年10月期) (当連結会計年度)
売上高(千円)	1,855,889	1,786,111	2,196,093	2,456,133
経常利益または 経常損失(△)(千円)	26,108	36,314	52,258	△325,351
親会社株主に帰属する 当期純利益または当期 純損失(△)(千円)	24,169	56,293	107,885	△365,864
1株当たり当期純利益金額 または当期純損失金額(△)(円)	8.69	19.52	36.83	△124.76
総資産(千円)	991,514	1,323,975	1,689,126	1,840,823
純資産(千円)	355,912	533,337	645,901	285,409
1株当たり純資産額(円)	127.40	181.80	220.20	97.17

(注) 当社は2021年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2019年10月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額」、「1株当たり純資産額」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

期別 区分	第19期 (2019年10月期)	第20期 (2020年10月期)	第21期 (2021年10月期)	第22期 (2022年10月期) (当事業年度)
売上高(千円)	1,855,889	1,786,111	2,206,946	2,382,050
経常利益または 経常損失(△)(千円)	24,929	37,787	87,124	△232,782
当期純利益または 当期純損失(△)(千円)	23,682	57,872	141,316	△292,179
1株当たり当期純利益金額 または当期純損失金額(△)(円)	8.52	20.06	48.25	△99.64
総資産(千円)	1,009,447	1,337,912	1,725,997	1,682,347
純資産(千円)	362,581	541,427	683,506	392,274
1株当たり純資産額(円)	129.80	184.57	233.03	133.59

(注) 当社は2021年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2019年10月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額」、「1株当たり純資産額」を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループが認識している対処すべき課題は、次のとおりであります。

① 人材の確保及び教育研修の強化による社員の能力の維持・向上

当社グループの事業拡大に伴い人員拡充とさらなる社員の能力の向上が必要であると考えております。当社グループでは将来を担う社員の育成と組織の活性化を目的とした新卒採用を積極的に実施するとともに、それを補完する即戦力の人材確保を目的とした中途採用も行っております。また、人材育成・開発を重要課題と位置づけ、新入社員、管理職対象等の階層別研修の実施、外部研修の受講支援、専門資格の取得推奨、コンサルティング力、技術力習得・向上に特化した勉強会の実施等を推進してまいります。

② 製品開発投資の促進

当社グループは国内マーケティングオートメーション製品市場において、市場創造と拡大に貢献してまいりましたが、当該市場では、国内外の競合企業間の競争が今後も続くものと考えております。また、多様化するデバイスや増加するマーケティング手法により、マーケティングが今後より複雑化していくものと予測しております。また、イベントマーケティングサービスにおいても、コロナ禍において、オンラインカンファレンスやバーチャルイベントといったオンラインイベント開催支援のニーズが高まりを見せており、当該新市場における競合製品も今後急増するものと想定されます。こうした状況の中で、当社グループは今後の成長性を確保し、競争優位性を高めるため、主力製品『SHANON MARKETING PLATFORM』の高機能化・新機能化及び株式会社ジクウでの3Dバーチャルイベント（メタバース型イベント）等の製品開発投資を推進してまいります。

③ 当社グループ及びサービスの認知度向上

当社グループは、競合企業である米国のグローバル企業と比較して、認知度が不足していると認識しております。今後、さらなるシェア拡大を図るためには、なお一層の自社ブランドの確立、認知度の向上が必要であると考えます。当社グループはデジタルマーケティング、イベントマーケティング等の広告宣伝活動及びプロモーション活動の強化に努め、認知度向上を図ってまいります。

④ 既存事業の収益拡大

マーケティングプラットフォーム事業の安定収益基盤となっている当社製品『SHANON MARKETING PLATFORM』のサブスクリプション収入の拡大については、価格に見合った満足度の高いサービスを提供し新規利用顧客の拡大に取り組んでまいります。他方、既存顧客に対しては付加価値サービス機能の利用提案、有償保守サービスの強化等を通じサブスクリプション収入の増加を図ってまいります。

またマーケティングオートメーション機能の継続的な改善、ヘルプデスク等による製品のテクニカルサポート対応、新規・既存ユーザー向けのトレーニング（有償・無償）の充実化等を通じ顧客満足度を維持・向上させ利用契約の更新率の向上を図ってまいります。このような取り組みによりマーケティングプラットフォーム事業の生産効率及び利益率の向上に努めてまいります。

⑤ 当社及び当社が属する業界の健全な発展

『SHANON MARKETING PLATFORM』のWebアクセストラッキング機能を利用した場合に、Web閲覧履歴情報（顧客企業の見込客が顧客企業のWebサイトのどのページを閲覧しているか等の履歴情報）を当該見込客の個人情報と紐づけることにより、顧客企業のWebページ内での見込客の行動分析が可能となります。Webアクセストラッキング機能を利用する顧客企業が、そのサイト訪問者に対して、Webアクセストラッキング機能に関する適切な理解を促していくことは、当社や当社が属する業界が健全に発展していくための重要な要素となるため、Webアクセストラッキング機能を提供する企業として、当社は顧客企業に適切な対応を促してまいります。

⑥ イベントマーケティングサービスの事業環境の変化について

アフターコロナ時代に向けて市場のニーズがどう変化していくのかを見定めていくとともに、市場ニーズがオンライン、オフラインのどちらに向かってもサービスを提供できるよう、既に提供しているオンラインカンファレンスやバーチャルイベントサービスの付加価値を一層高めていくために、長年のサービス提供を通じて獲得しているイベント開催支援のノウハウを生かして一層のサービス・製品機能の向上に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容（2022年10月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社である想能信息科技有限公司（上海）有限公司、株式会社ジクワ、後藤ブランド株式会社の4社で構成されております。

当社グループはミッションとして「マーケティングの再現性で世界を変える」を掲げており、またビジョンとしては「日本を代表するマーケティングクラウドになる」を目指しており、サブスクリプション事業において新規獲得数増と既存売上増を柱にMR Rの年率30%以上の成長を実現していくことを成長戦略の中心に位置づけ事業運営を行っております。

当社グループにおける各事業内容は以下のとおりとなっております。

①サブスクリプション事業

当事業は、「SHANON MARKETING PLATFORM」と「CMS（SHANON vibit CMS Cloud）」の年間利用契約に関する売上（サブスクリプション）およびそれに付随する初期導入やコンサルティングサービス等の売上（プロフェッショナル）から構成されており、主にBtoB（Business to Businessの略。企業を相手とした事業のことを意味します。）企業に対して、『SHANON MARKETING PLATFORM』のクラウドでの提供を軸に顧客企業のマーケティング業務の効率化・自動化等の支援、同サービス利用顧客企業のマーケティング戦略の立案・支援、メール・Webサイト等のマーケティングコンテンツの作成、効果分析、運用代行等のコンサルティングサービスを提供するものです。当サービスの中心となる『SHANON MARKETING PLATFORM』は、クラウド上で豊富な業務支援機能を搭載しており、オンライン・オフラインを問わず多岐にわたるマーケティング施策の運用効率化から、マーケティングデータの取得管理・活用、マーケティングの見える化までワンストップで実施することができることを企図したサービスです。

② イベントクラウド事業

当事業は、多くの出展企業を集めた大規模なイベントや展示会、企業によるプライベートショーにおいて、『SHANON MARKETING PLATFORM』を使った申込受付管理やバーコード・QRコード来場者認証、アフターフォローのメール運用等をワンストップで効率的に実現するクラウドサービスの提供に加えて、電子タブレットでのアンケート、イベント用モバイルアプリ等、各種デジタルデバイスを活用したイベント・展示会等の開催・運営支援を行っております。当サービスの対象顧客は、展示会主催者、中・大規模のプライベートショーを主催する企業、プライベートショー・イベント・展示会のプロデュースを行う広告代理店になります。

③ メタバース事業

当事業は、新しい市場の創造を目指し、連結子会社である株式会社ジクウが開発するメタバースイベントプラットフォーム『ZIKU』を提供するものであり、商談会やプライベートショー、就活イベントや大規模展示会等の各種ビジネスイベント向けにサービス提供を目指しています。

④ 広告事業

当事業は、集客増の「オーディエンスターゲティング」、再訪促進の「リターゲティング」、サイトの閲覧状況により最適なダイナミック広告を配信する「ダイナミックリターゲティング」の機能を有する『SHANON Ad Cloud』の提供や、当連結会計年度より新たに連結子会社となった後藤ブランド株式会社を軸にデジタル広告の運用・コンサルティングを提供するものであり、広告事業単体として展開だけでなく、他の事業セグメントとのクロスセルによる相乗効果も期待しています。

(7) 主要な営業所の状況 (2022年10月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都港区
関西支社	大阪府大阪市北区
宮崎第一支社	宮崎県宮崎市
宮崎第二支社	宮崎県宮崎市

② 子会社

名 称	所 在 地
想能信息科技（上海）有限公司	中国上海
株式会社ジクウ	東京都港区
後藤ブランド株式会社	東京都港区

(8) 従業員の状況（2022年10月31日現在）

① 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	前期末比
サブスクリプション事業	171 (25)	40名増
イベントクラウド事業	49 (2)	2名増
メタバース事業	12 (3)	6名増
広告事業	24 (1)	19名増
全社（共通）	26 (1)	2名増
合計	282 (32)	69名増（11名増）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及び派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員数を（ ）内にて外数で記載しております。

② 当社の状況

従業員数（名）	前期末比	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
249 (28)	41名増（7名増）	35.2	3.8

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及び派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員数を（ ）内にて外数で記載しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
想能信息科技（上海）有限公司	20,000千円	100%	当社グループのソフトウェア開発
株式会社ジクウ	10,000千円	85%	メタバース型バーチャルイベントサービスの開発、販売等
後藤ブランド株式会社	10,000千円	100%	広告サービス及びWeb広告に関するコンサルティングサービスの提供

（注）2022年6月30日に後藤ブランド株式会社の全株式を取得し、同日をもって当社の連結子会社となりました。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2022年10月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高 (千円)
株式会社みずほ銀行	150,000
株式会社りそな銀行	100,000
城南信用金庫	96,643
株式会社商工組合中央金庫	74,209

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2022年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
(2) 当事業年度末の発行済株式総数 2,934,400株
（注）新株予約権の行使により、発行済株式総数は2,300株増加しました。
(3) 当事業年度末の株主数 3,476名
(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
中 村 健一郎	663,800	22.62
引 字 圭 祐	420,400	14.33
永 島 毅一郎	315,000	10.74
堀 讓 治	73,600	2.51
武 田 隆 志	68,700	2.34
J P モルガン証券株式会社	66,800	2.28
株式会社サンブリッジコーポレーション	51,800	1.77
榎 井 理	50,800	1.73
東 野 誠	50,000	1.70
角 田 淳	30,000	1.02

（注）持株比率は自己株式（254株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において会社役員が有する新株予約権のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

名 称	第15回新株予約権
新株予約権の数	100個
保有人数 当社取締役 (注) 1	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式10,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 51,000円 (1株当たり510円)
新株予約権の行使期間	2018年9月15日～ 2024年1月26日
新株予約権の主な行使条件	(注)2

(注) 1. 社外取締役及び監査役は保有しておりません。

2. 新株予約権の行使条件 (概要)

- ① 新株予約権の割当を受けた者 (以下「新株予約権者」という。) は、権利行使時において当社の取締役または従業員の地位を保有している場合に限る。
- ② 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。
- ③ 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。

3. 2021年5月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

- (2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

第22回新株予約権（2022年10月31日開催の取締役会決議に基づき発行）

新株予約権の総数	2,600個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 260,000株 (新株予約権 1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個当たり1,100円
新株予約権の払込期日	2022年11月16日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき1,020円
新株予約権の行使期間	2022年11月17日から2025年11月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をマッコーリー・バンク・リミテッドに割当てた。

第23回新株予約権（2022年10月31日開催の取締役会決議に基づき発行）

新株予約権の総数	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 100,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり300円
新株予約権の払込期日	2022年11月16日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき2,500円
新株予約権の行使期間	2022年11月17日から2025年11月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をマコーリー・バンク・リミテッドに割当てた。

第24回新株予約権（2022年10月31日開催の取締役会決議に基づき発行）

新株予約権の総数	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 100,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円
新株予約権の払込期日	2022年11月16日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき3,600円
新株予約権の行使期間	2022年11月17日から2025年11月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をマコーリー・バンク・リミテッドに割当てた。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年10月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
中 村 健 一 郎	代 表 取 締 役 社 長	新規事業、営業管掌 NPO法人アップエクステンジコンソーシアム監事 一般社団法人シーコンソーシアム理事長 株式会社ジクウ代表取締役
永 島 毅 一 郎	取 締 役 副 社 長	採用、教育、サービス管掌 HR Development室長 後藤ブランド株式会社取締役
堀 讓 治	取 締 役	技術管掌 IT&Security部長 株式会社ジクウ代表取締役
友 清 学	取 締 役	経理、財務、法務、総務、人事管掌 経営管理本部長 後藤ブランド株式会社監査役
荒 田 和 之	取 締 役	株式会社令和アソシエイツ代表取締役
中 里 雅 光	常 勤 監 査 役	
浅 川 有 三	監 査 役	浅川倉方法律事務所代表弁護士
粕 谷 まり子	監 査 役	粕谷公認会計士事務所代表 株式会社魚喜監査等委員

- (注) 1. 取締役荒田和之氏は社外取締役、監査役中里雅光及び浅川有三の両氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、取締役荒田和之、監査役中里雅光及び浅川有三の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役荒田和之氏は、企業経営者として企業統治の経験、またIT業界、クラウドビジネスに対する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役中里雅光氏は、約30年間にわたり金融機関にて勤務をしており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役粕谷まり子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2022年1月28日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって、寛智家至氏は監査役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約に関する事項

取締役荒田和之氏、監査役浅川有三氏及び粕谷まり子氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項で定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役及び監査役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の請求を受けることによって生じ得る損害を当該保険契約によって填補することとしております。保険料は全額当社が負担しておりますが、故意または重過失に起因する損害賠償請求等は、上記保険契約により填補されません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬で構成されており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。ただし、社外取締役は業務執行から独立した立場であることから、固定報酬のみを支給し、譲渡制限付株式報酬は支給いたしません。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は以下のとおりであります。

a 当社は、2022年1月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の固定報酬の決定は代表取締役社長（担当：新規事業、営業管掌）である中村健一郎に一任する決議をいたしました。代表取締役社長は株主総会決議により承認された範囲において個人別の報酬の額を決定いたします。一任した理由は、連結業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、その決定方針として代表取締役社長への一任決議を経ているところ、代表取締役が報酬等を担当職務の業績及び貢献度等を総合的に勘案した上で株主総会決議により承認された範囲内で決定していることから、取締役会で決議した決定方針に沿うものであると判断しております。

b 業績連動報酬等に関する方針

当社は、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブ設計は非

常に重要であると考えております。一方で一定の業績指標を達成したのちに支給されるべきものであるとも考えております。そのため、業績連動報酬については、前事業年度の売上、営業利益等の指標を総合的に勘案し、業績連動報酬の支給可否及び支給額の決定をしております。なお、当事業年度において、業績連動報酬の支給は行いません。

指標は、以下の両指標を満たした場合に支給を決定するものとします。

- ・ 2024年10月期までの期間において、各連結会計年度の連結売上高40億円以上の達成
- ・ 2024年10月期までの期間において、各連結会計年度の連結営業利益 4 億円以上の達成

c 非金銭報酬等に関する方針

当社は、業績連動報酬同様に、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブ設計は非常に重要であると考えております。一方で一定の業績指標を達成したのちに支給されるべきものであるとも考えております。

2021年1月28日開催の第20期定時株主総会にて決議をいただいた譲渡制限付株式については、以下の指標を踏まえて支給の有無並びに報酬額の決定をしております。なお当事業年度において、非金銭報酬の支給は行いません。

指標は、以下の両指標を満たした場合に支給を決定するものとします。

- ・ 2024年10月期までの期間において、各連結会計年度の連結売上高40億円以上の達成
- ・ 2024年10月期までの期間において、各連結会計年度の連結営業利益 4 億円以上の達成

d 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

業績連動報酬等が報酬全体に占める割合は、最大20%であり、役位が上がるほどその割合が大きくなるように設定するものとし、固定金銭報酬と非金銭報酬等はおおよそ10：1の割合で支給するものとします。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査役の報酬については、株主総会にて決議された報酬総額の限度内において監査役の協議で決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は2015年1月28日開催の第14期定時株主総会において、年額1億5,000万円以内、監査役の報酬限度額は、同株主総会において年額3,000万円以内と決議、譲渡制限付株式報酬は、2021年1月28日開催の第20期定時株主総会において取締

役（社外取締役を除く。）に対して年額3,000万円以内を上限として、支給することを決議しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人員	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	65,800 (3,000)	65,800 (3,000)	—	—
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	7,300 (6,300)	7,300 (6,300)	—	—
合計	9名 (4名)	73,100 (9,300)	73,100 (9,300)	—	—

- (注) 1. 2015年1月28日開催の第14期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額1億5,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役数は4名（うち、社外取締役は0名）です。
2. 2015年1月28日開催の第14期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額3,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役数は2名（うち、社外監査役は1名）です。
3. 金銭報酬とは別枠で、2021年1月28日開催の第20期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬として、年額3,000万円以内を上限として支給する決議をいただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役数は5名（うち社外取締役1名）です。
4. 当事業年度中に会社役員に交付した業績連動報酬及び株式報酬はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

氏名	兼任の職務	兼任先	当社との関係
荒田和之	代表取締役	株式会社令和アソシエイツ	取引関係はございません。
浅川有三	代表弁護士	浅川倉方法律事務所	取引関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席の状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
荒田和之 (社外取締役)	(取締役会) 20回中19回出席	当事業年度において開催された取締役会の大半に出席し、主に経営者並びに社外取締役としての豊富な経験を通じて培った専門的知見から発言を適宜行っております。IT業界に関する知見や企業経営に係る豊富な見識からの助言が当社の経営や企業価値向上に資することを期待し、それに対して当社業績や数値計画に関し、企業経営にかかる豊富な見識から発言を行うといった役割を果たしております。
中里雅光 (常勤監査役)	(取締役会) 20回中20回出席 (監査役会) 13回中13回出席	当事業年度において開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、取締役会の職務執行の監査等職務を遂行する上で必要な質問、助言、意見を述べております。
浅川有三 (監査役)	(取締役会) 20回中19回出席 (監査役会) 13回中13回出席	当事業年度において開催された取締役会及び監査役会の大半に出席し、主に弁護士としての専門的知見から意見を述べるなど、取締役会の職務執行の監査等職務を遂行する上で必要な質問、助言、意見を述べております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,850千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,850千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	770,986	流 動 負 債	1,036,204
現金及び預金	264,179	支払手形及び買掛金	128,965
受取手形、売掛金及び契約資産	357,420	短期借入金	50,000
仕掛品	29,511	一年内返済予定の長期借入金	120,368
前払費用	102,863	一年内償還予定の社債	55,000
その他	17,011	未払金	116,613
		前受金	416,975
固 定 資 産	1,064,921	未払法人税等	5,678
有形固定資産	51,938	賞与引当金	68,174
建物	76,718	その他	74,428
減価償却累計額	△35,796	固 定 負 債	519,210
建物(純額)	40,922	社債	120,000
工具、器具及び備品	28,150	長期借入金	399,210
減価償却累計額	△17,134	負 債 合 計	1,555,414
工具、器具及び備品(純額)	11,015	純 資 産 の 部	
無形固定資産	741,441	株 主 資 本	276,991
ソフトウェア	358,560	資本金	449,046
ソフトウェア仮勘定	146,288	資本剰余金	94,120
のれん	230,522	利益剰余金	△265,689
その他	6,069	自己株式	△485
投資その他の資産	271,542	その他の包括利益累計額	8,117
敷金	80,760	その他有価証券評価差額金	157
保険積立金	138,720	為替換算調整勘定	7,960
繰延税金資産	48,743	新 株 予 約 権	300
その他	3,318	非支配株主持分	-
繰 延 資 産	4,915		
社債発行費	4,915	純 資 産 合 計	285,409
資 産 合 計	1,840,823	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,840,823

連結損益計算書(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		2,456,133
売上原価		864,164
売上総利益		1,591,968
販売費及び一般管理費		1,919,840
営業損失		△327,871
営業外収益		
受取利息	89	
助成金収入	6,642	
受取手数料	146	
生命保険解約返戻金	3,067	
その他	1,780	11,726
営業外費用		
支払利息	3,309	
社債利息	762	
為替差損	3,384	
社債発行費償却	1,319	
その他	429	9,206
経常損失		△325,351
税金等調整前当期純損失		△325,351
法人税、住民税及び事業税	1,556	
法人税等調整額	38,956	40,513
当期純損失		△365,864
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純損失		△365,864

貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	711,929	流 動 負 債	934,205
現金及び預金	95,263	買掛金	75,397
受取手形、売掛金及び契約資産	365,915	短期借入金	50,000
仕掛品	29,511	一年内返済予定の長期借入金	87,068
前払費用	93,219	一年内償還予定の社債	55,000
その他	128,018	未払金	125,307
		未払費用	41,544
固 定 資 産	965,503	未払法人税等	5,596
有形固定資産	45,325	前受金	392,280
建物	69,764	預り金	25,660
減価償却累計額	△34,039	賞与引当金	58,500
建物(純額)	35,725	その他	17,850
工具、器具及び備品	19,560	固 定 負 債	355,867
減価償却累計額	△9,960	社債	120,000
工具、器具及び備品(純額)	9,600	長期借入金	235,867
		負 債 合 計	1,290,072
		純 資 産 の 部	
無形固定資産	506,248	株 主 資 本	391,817
ソフトウェア	255,569	資本金	449,046
ソフトウェア仮勘定	131,368	資本剰余金	94,120
商標権	69	資本準備金	94,120
のれん	117,093	利益剰余金	△150,863
その他	2,147	その他利益剰余金	△150,863
		繰越利益剰余金	△150,863
投資その他の資産	413,929	自己株式	△485
関係会社株式	99,742	評価・換算差額等	157
関係会社出資金	20,000	その他有価証券評価差額金	157
敷金	73,703	新 株 予 約 権	300
保険積立金	138,720		
繰延税金資産	48,743		
その他	33,019		
繰延資産	4,915		
社債発行費	4,915	純 資 産 合 計	392,274
資産合計	1,682,347	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,682,347

損益計算書(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,382,050
売上原価		871,980
売上総利益		1,510,069
販売費及び一般管理費		1,758,750
営業損失		△248,681
営業外収益		
受取利息	330	
助成金収入	6,442	
受取手数料	16,472	
その他	1,282	24,527
営業外費用		
支払利息	2,811	
社債利息	762	
為替差損	3,388	
社債発行費償却	1,319	
その他	346	8,628
経常損失		△232,782
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	19,194	19,194
税引前当期純損失		△251,976
法人税、住民税及び事業税	1,246	
法人税等調整額	38,956	40,202
当期純損失		△292,179

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年12月16日

株式会社シャノン
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 直幸
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大原 隆寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シャノンの2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シャノン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年12月16日

株式会社シャノン
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 直幸
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大原 隆寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シャノンの2021年11月1日から2022年10月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月16日

株式会社シャノン監査役会

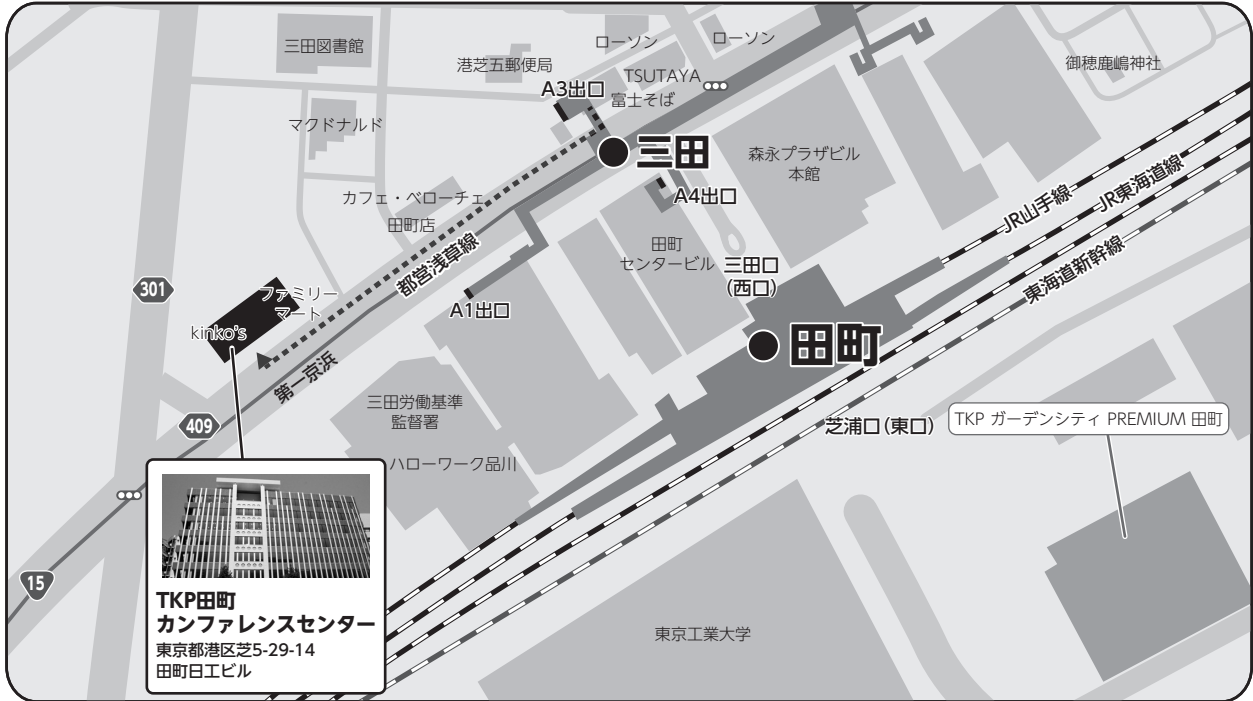
常勤監査役 中 里 雅 光 ㊟
 監 査 役 浅 川 有 三 ㊟
 監 査 役 粕 谷 ま り 子 ㊟

(注) 監査役中里雅光及び浅川有三は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

場所 東京都港区芝五丁目29番14号 田町日エビル
TKP田町カンファレンスセンター



[交通のご案内]

- JR (山手線・京浜東北線) 田町駅 三田口 (西口) より徒歩5分
- 地下鉄 (都営浅草線・都営三田線) 三田駅 A3出口より徒歩5分
- 会場の駐車場はご利用いただけませんので、公共交通機関などをご利用願います。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。